

一般社団法人スーパー連携大学院コンソーシアム

定 款

第1章 総 則

(名称)

- 第 1 条 当法人は、一般社団法人スーパー連携大学院コンソーシアムと称する。
- 2 当法人の名称の英文における表示は、The Consortium for Joint Innovative PhD Programs とする。

(目的及び事業)

- 第 2 条 当法人は、多様な社会的ニーズを踏まえて実社会で活躍するイノベーション博士人材の育成を大学間の連携及び地方公共団体や産業界等との共同で実施することを通じて、地域に立脚する国公立大学が、イノベーション社会において地域に貢献する知的基盤としての役割を確立することを目指すとともに、産学官それぞれの活動の活性化、わが国の経済活動の発展、社会貢献に寄与することを目的とし、次の事業を行う。
- (1) イノベーション博士人材の育成
 - (2) 共同研究の企画、実施
 - (3) サテライトオフィス、サテライトキャンパス、インキュベータに関する事業
 - (4) 国際連携事業
 - (5) 社会人教育事業
 - (6) 広報事業
 - (7) 会員相互の協力、関係組織との協力
 - (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所)

- 第 3 条 当法人は、主たる事務所を東京都調布市に置く。

(公告の方法)

- 第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員及び社員の資格)

- 第 5 条 当法人の会員は、次の3種とする。
- (1) 正 会 員 当法人の事業を遂行する大学、大学以外の法人・団体等及び個人
 - (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同する大学、大学以外の法人・団体等及び個人
 - (3) 特別協賛会員 上記以外の当法人の事業に賛同する行政機関、業界団体等
- 2 前項に規定する正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

- 第 6 条 当法人に入会を希望する者は、入会申込書を会長へ提出し、総会の承認を受けなければならない。

(会費)

- 第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 会員がその資格を喪失したとき、当法人は既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の資格喪失)

- 第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である法人・団体等が解散したとき。
 - (4) 2年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

- 第 9 条 会員は、総会において別に定めるところにより、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により当該会員を除名することができる。この場合、総会の1週間前までに、当該会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本定款、その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 総 会

(構成)

- 第 11 条 総会は、社員たる正会員をもって構成する。
- 2 前項に規定する総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(種類及び開催)

- 第 12 条 当法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(議決権の数)

- 第 13 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第 14 条 次の事項は、総会において決議する。
- (1) 会費の額
 - (2) 会員の入会
 - (3) 会員の除名
 - (4) 理事の選任又は解任
 - (5) 理事の報酬等の額又はその基準
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (7) 事業計画及び収支予算
- (8) 定款の変更
- (9) 解散
- (10) 残余財産の帰属先
- (11) その他総会で決議するものとして法令又は本定款に定められた事項

(招集)

- 第15条 総会は、理事の決定に基づき、会長が招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
 - 3 総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(議決権の代理行使)

- 第16条 正会員は、他の正会員1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議長)

- 第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員の設定)

- 第20条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事1名以上を置く。
 - (2) 理事のうち1名を代表理事とし、会長とする。
 - (3) 理事が1名の場合は、当該理事を代表理事及び会長とする。

(選任)

- 第21条 理事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要あるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(職務)

- 第22条 会長は、当法人を代表し、業務を統轄する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事が会長の業務を代行する。

(任期)

- 第23条 当法人の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

- 第24条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第25条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出)

- 第26条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集等)

- 第27条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事の決定によって定める。

(基金の拠出者の権利)

- 第28条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

- 第29条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第6章 会計

(事業年度)

- 第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

- 第31条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成する。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算等については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を会長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事の決定を経て、予算成立の日まで前年度の予算の3か月分を上限として収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 その他

(解散)

第35条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が解散をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の目的を持つ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第37条 (記載省略)

(設立時の役員)

第38条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 梶谷 誠

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第40条 本定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、当法人の定款に相違ありません。

平成29年6月13日

一般社団法人スーパー連携大学院コンソーシアム
代表理事 梶谷 誠